

候以上

年月日○中略

一元祿九年十月三日、芝山一郎左衛門鳥見役、御犬預被仰付、同年十二月十二日御役料五十俵被下、右之通家督之節、中野上役有之候得共、此頃御犬預を上役とも唱候と相見候と相見候事、以上、以下之差別未詳、

〔二話一言二十六〕元祿年中犬の御觸

元祿十五年

覺

町方致養育置候犬、前々書出候外、飼犬無之候哉、若書出候外有之、當六月頃より紛失いたし候儀は無之候哉、町々名主共、遂吟味、町年寄方へ書付差出可申候以上、

午八月廿一日

右御觸之趣、慥に承届申候に付、町中家持は不及申、借屋店がり等迄爲申聞吟味仕候處、前方書上申候外に、私共町方に養育仕置候犬壹疋も無御座候、若隱置脇より相知申候は、何様之曲事に可被仰付候爲、後日連判手形差上申候仍如件、

元祿十五年午八月廿一日

御奉行所

〔憲の須佐美〕元祿年中、殺生の禁甚しかりける時、芝邊にて犬を切しものまれざりしかば、疑しきものは、先執へて推問ありしかど、その證いまだ明らかならざる時に、薩摩の邸外に、手紙に血附たるありとて差出す、その名薩摩の臣なりしかば、町奉行に差出して問れしに、その士の云、窓の中にて鬚を剃候とて、面を餘ほど切て候、手元に紙なくして、折から有合候ゆへ、反古にて血を